

# 高齢者虐待防止マニュアル

## 【指針】

- ・医療法人豊寿会斉藤病院は医療・福祉を提供する場所として、高齢者虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、早期発見と予防に努め、市町村や関連施設との連携を図る責務を持つ。
- ・組織として「高齢者虐待防止委員会」を設置し従事者が相談・報告できる体制を整備する。
- ・高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うために従事者等に研修等行い従業者の理解促進と責務・適切な対応等の理解を促進する。
- ・委員会は虐待が発生した場合の発生原因等の分析や再発防止策を講じ、効果についての評価を行う。
- ・高齢者の権利擁護のため成年後見制度の仕組みや利用支援について理解を深める。
- ・相談窓口として「医療介護相談窓口」を設置する。
- ・職員の高齢者虐待防止に務めるため、ストレスマネジメントを組織的に支援する。

## 【委員会の設置】

### (1)目的

高齢者虐待等の発生防止・早期発見のため、また、高齢者虐待等の兆候が現れた利用者（患者）の速やかかつ確実な状況改善のため、その現状を分析し、虐待の有無の検証を行い、高齢者虐待等の防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

### (2) 構成

病院理事長（介護医療院 管理者）

病院院長

事務長

看護部長

看護職員・介護職員

薬剤師

理学療法士・作業療法士

放射線技師

管理栄養士

その他必要と認められる職員

### (3)委員会の開催

毎月1回 定期委員会開催（病院長の指示を受け必要に応じ臨時委員会を開催）

### (4)研修に関する指針

- ・定期的な研修の実施  
従事者に対し、年1回以上の研修会を開催する
- ・研修内容の記録

研修は、実施内容・日程・参加者等記録する

#### (5)委員会の検討事項

- ・虐待防止委員会の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針等の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備に関すること
- ・虐待等を把握した場合に、市町村等への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 【高齢者虐待の定義と種類】

#### 《高齢者虐待の定義と法令分類》

65才以上の高齢者（高齢者虐待法での「高齢者」）に対し養護者や当院従事者・当介護施設従事者等による高齢者虐待のことで以下の行為を示す。

#### (1)養護者による高齢者虐待 \*別紙フローチャート1

「養護者」とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者以外のもの」と定義しており、高齢者を世話している家族、親族、同居人等が該当する

#### (2)養介護施設従事者等による高齢者虐待 \*別紙フローチャート2

「養介護施設従事者」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」に従事する職員が該当する

※当院では介護医療院やデイサービス従事者が該当する

上記(1)(2)は高齢者虐待防止法の対象となる。老人福祉法・介護保険法の関係法令に基づき、市町村・都道府県が適切な権限行使する。

#### (3)医療機関において医療従事者等による高齢者虐待 \*別紙フローチャート3

高齢者虐待防止法の対象外となり、医療法の規定に基づき、都道府県が管理する。

#### 《高齢者虐待の種類》

##### ①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

(例：平手打ち 殴る 蹴る 身体拘束 など)

##### ②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(例：入浴させない 食事を十分に与えない 劣悪な住宅環境 など)

##### ③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(例：怒鳴る ののしる 子供のように扱う 無視 など)

#### ④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(例：下半身を裸にして放置する など)

#### ⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(例：日常生活に必要な金銭を渡さない 財産を無断で売却する など)

### 【高齢者虐待・不適切なケアへの対応】

#### ①虐待に対する自覚の有無は問わない

・高齢者本人・養護者・当院従事者・当介護施設従事者が虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には虐待を受けたと疑い、高齢者の重大な危険の有無に関らず通報義務が生じる。(個人情報守秘義務より優先される)

・本人や家族、当院従事者・当介護施設従事者からの虐待や不適切なケアの申し出があった場合も同様とする。

#### ①高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急事態も想定されるため入院や入所等の緊急保護措置が必要な場合は養護者との信頼関係を築くことができないうちでも高齢者の安全を優先する。

#### ②速やかな初期対応を行う

- ・所属長に報告し所属長は速やかに高齢者（入院患者・入所者）の安全確保を行う
- ・事実確認したのち所属長は委員会に報告し情報共有し対策を講じる。
- ・本人、家族への説明や謝罪の対応や関係機関への連絡を行い共同で支援を行う。
- ・原因分析と再発防止の取り組みを行う

#### ③必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、組織的な対応をすることが大切となる。相談や通報、届出を受けた職員は早急に虐待対応の担当者につなぎ、緊急性の判断、患者（利用者）の安全、援助の方向等について組織的に対応する。特に、患者（利用者）の安全や事実確認の調査では、業務対応者等の一人への過度の負担を避け、また、客観性の確保等の視点から、複数の職員で対応することを原則とする。

#### ④関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関と連携することが不可欠かつ有効であることから、病院（事業所）内の対応にとどまらない対応を行う。

#### ⑤記録を残す

※ 高齢者虐待の対応に関する会議や当事者のやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する。正確な事実確認をし、情報を隠さない。

◎別紙虐待発生時の対応フローチャート参照

※ 豊田市介護保険課 0565-34-6634 よりそい支援課 0565-34-6791

※ 豊田市内の管轄地域包括支援センター

## 【守秘義務との関係】

通報を行うことは「守秘義務違反」にはならない。

通報したことにより、解雇その他の不利益な扱いを受けない。

※「虚偽」（虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う）や「過失」（一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない）を除く。

（高齢者虐待防止法 第21条第6項）

## 【身体拘束禁止規定と高齢者虐待】

・介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止。

身体拘束は原則全て高齢者虐待に該当する。

## 【高齢者虐待・不適切なケアを防ぐ取り組み】

・背景要因を解消する

（背景要因は相互に強く関連するため、多角的に取り組む）

・不適切なケアを減らす

（虐待の芽を摘む）

・入院患者・入所者の権利利益を守る適切なケアを提供する

（研修や意見交換の場を設け技術の向上を促進する）

・定期的な委員会の開催・発生時は臨時の委員会を開催

（平時において対応可能な組織作り）

・職員の倫理観、コンプライアンスを高めるため、院内研修の開催や外部研修への参加

・職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組みをする

（ストレスチェック 1回/年）

（職員の悩みや困りごとを相談できる窓口を総務に設置）

（適切な労働環境、人員配置、業務分担見直しの実施）

病院全体で上記の取り組みを通じ、高齢者虐待の防止が達成されるよう、組織的な対策をとり、ケアの質の向上を目指す。取組は院内に掲示する。

医療法人 豊寿会 斎藤病院

令和3年4月

令和7年9月改訂